

長崎学習センターにおけるサークル等の活動に係る注意点

1 学生に求める基本行動

長崎学習センター（以下「長崎 SC」という。）来所の条件や同窓会・サークル活動についての留意事項はもとより日頃から次の基本的事項についても留意して行動してください。

- (1) 日常的なセルフチェックに努め、可能な限り毎朝検温し、その記録を付けるなど、体調の管理に努めること。
- (2) 長崎 SC 来所の往復の際は、マスク（不織布マスク。以下同じ。）を着用し、罹患リスクの低減を図ること。
- (3) 長崎 SC 来所後は、次に掲げる長崎学習センター来所の条件を徹底して遵守すること。

【来所条件】（HPにも同様の趣旨の内容を掲載しています）

- ①マスクの常時着用と手指消毒をお願いします。
- ②来所する前に、必ずご家庭等にて体温測定をしておいてください。
(37.5℃以上の発熱、咳・鼻水などの風邪症状がある場合は来所をお控えください)
- ③飲食は禁止とします。
(水分補給のために持参した飲み物は、指定場所でのみ可とします)
- ④事務室窓口で「入所チェックリスト」に記入し提出してください。
- ⑤室内では利用者間の距離を取り、大声を出さないなど、三密とならないよう心がけてください。

2 同窓会・サークル活動についての留意事項（HPにも同様の趣旨の内容を掲載しています）

活動中は次のことに留意してください。ただし、新型コロナウイルス感染症への対策が必要と所長が判断した場合は活動を禁止しますのでご留意ください。

- (1)参加者のマスクの常時着用、手指消毒
- (2)窓・扉の開放による換気
- (3)3密回避・ソーシャルディスタンスの確保
- (4)発熱や咳症状などの体調不良者の参加禁止

3 長崎学習センターの施設の利用について（HPにも同様の趣旨の内容を掲載しています）

上記の「1 学生に求める基本行動（来所条件）」及び「2 同窓会・サークル活動につ

いての留意事項」を遵守することを確約する学生団体（同窓会・サークル）で、次の各号に掲げる条件を満たすと所長が判断した場合は、長崎SC内の施設を利用することができます。利用にあたっては、その都度参加学生の氏名等を記載した所定の申請書を提出し、所長の許可を得てください。

(1) 長崎SC所属の学生で長崎県内居住の学生に限る活動であること。

この場合において、長崎SCにおける新型コロナウイルス感染症対策として実施している来所条件を満たした学生以外の入所は認めない。

(2) 概ね月1回（上限2回）の活動とすること。

この場合において、役員会、幹事会としての利用は含まないものとする。

(3) 1回の活動時間は、準備及び撤収の時間を含めて2時間以内とすること。

ただし、密の状況を避けるためグループ分けを行い、活動時間帯を分けて活動する場合はそれぞれ2時間以内とすることができる。

(4) 利用を許可する講義室等ごとに定める収容定員以内での活動であること。

(5) 新型コロナウイルス感染症の感染予防に関する長崎SCの来所条件を遵守すること。

なお、大声を出したり、歌ったり、吹奏楽器を使ったり、密接な距離であったりなど感染リスクを高める行為を禁止する。

(6) 代表者または代表者が指名する構成員は、活動後は活動中に構成員が触れたと思われる机等の箇所を備え付けの消毒用品を使い消毒すること。

(7) 所長又は職員の指示に従うこと。

4 構成員が罹患等した場合の対応

構成員が次の何れかに該当する場合は活動を禁止し、自宅等における療養を求めてください。なお、(1)から(3)までに該当する場合は、長崎SCに遅滞なく報告してください。

(1) **感染症に罹患した者**：保健所の指示や医療機関等の診断を得るまでは活動を禁止

(2) **濃厚接触者など感染症に罹患した疑いのある者**：保健所の指示や医療機関等の診断を得るまでは活動を禁止（感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間は活動を禁止）

(3) **感染症に罹患した者の接触者**（濃厚接触者とされていない者）：(2)に準じることとする。

(4) **発熱や咳など風邪の症状のある者**：医療機関等の診断を得るまでは活動を禁止

(5) **海外渡航歴のある者**：帰国した翌日から起算して2週間は活動を禁止

(6) **新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の実施区域での滞在歴のある者**：長崎県内に戻った翌日から起算して2週間は活動を禁止

(7) **新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の実施区域からの訪問者と接触のある者**：(6)に準じることとし、代表者の責任のもと活動を自粛すること。